

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、関東地方へ避難した後の平成23年10月に勤務先の退職を余儀なくされた申立人について、就労不能損害の賠償終期を同年12月末とする東京電力の主張を排斥し、申立人が南相馬市に帰還して間もない平成25年4月末日時点においては事故前と同様の求職・就労環境にあるとは認められないとして、同日までの就労不能損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人という。」）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 就労不能損害

期 間 平成23年11月1日から平成25年4月末日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金4,420,008円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月28日

（仲介委員 堀川末子）